

改正

昭和61年4月30日教育委員会規則第8号

昭和62年4月30日教育委員会規則第10号

平成元年4月28日教育委員会規則第5号

平成2年12月28日教育委員会規則第4号

平成4年11月17日教育委員会規則第12号

平成4年12月25日教育委員会規則第15号

平成5年5月24日教育委員会規則第12号

平成16年3月31日教育委員会規則第5号

平成18年3月29日教育委員会規則第3号

平成20年2月22日教育委員会規則第1号

平成21年3月31日教育委員会規則第8号

平成23年12月28日教育委員会規則第17号

平成24年2月17日教育委員会規則第6号

吹田市公民館条例施行規則

吹田市公民館条例施行規則（昭和37年吹田市教育委員会規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市公民館条例（昭和36年吹田市条例第399号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 公民館の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日等）

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（1） 火曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日の翌日（当該翌日

が火曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日の翌日でない日）並びにその前日及び翌日が同法に規定する国民の祝日である日の翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請)

第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前1月に当たる日から使用日の3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付及び提示)

第5条 教育委員会は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の施設を使用する際にその許可書を提示しなければならない。

(特別の設備の設置等)

第6条 公民館の施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 教育委員会は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用時間の超過)

第7条 使用時間の超過は、公民館の運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第8条 使用者は、公民館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記

載した使用取消届に使用許可書を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等
 - (3) 取消しの理由
- (使用料の減額又は免除)

第9条 条例第7条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる場合は、免除とする。
 - ア 市が公用で使用する場合
 - イ その他教育委員会が公益上特に必要があると認める場合
- (2) 前号に規定する場合を除き、教育委員会が特に必要があると認める場合は、5割減額とする。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 使用日時等
 - (3) 減額又は免除の理由
- (使用料の還付)

第10条 条例第7条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によつて使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 使用者が使用日前7日までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等
- (使用者の守るべき事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(3) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第12条 職員が公民館の管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第13条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第14条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(申請書等の様式)

第15条 この規則に規定する申請書等の様式は、教育長が定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年4月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月28日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月28日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成3年3月3日から施行する。

附 則 (平成4年11月17日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年12月25日教育委員会規則第15号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年5月24日教育委員会規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成16年3月31日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日教育委員会規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成20年2月22日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。